

裁判員等経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成26年3月7日（金）午後2時30分～午後4時40分

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者6人（裁判員経験者4人，補充裁判員経験者2人）

鹿児島地方裁判所長 石井寛明（司会）

鹿児島地方裁判所裁判官 安永武央（刑事部部総括判事）

鹿児島地方裁判所裁判官 竹中輝順（刑事部裁判官）

鹿児島地方検察庁検事 松原 徹

鹿児島県弁護士会所属弁護士 山口大観

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

第1 意見交換会

○司会者

本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。司会進行を担当いたします鹿児島地裁所長の石井です。どうぞよろしく申し上げます。

さて、裁判員制度は平成21年5月にスタートしまして、間もなく5年が経とうとしております。これまでに多くの裁判員、補充裁判員の方々が裁判員裁判に参加してこられました。鹿児島でも、裁判所の規模の割には非常に多くの事件が裁判員事件として処理されてまいりました。

この間、国民の皆さんの御理解と御協力を得ることができまして、また我々法曹の側でも裁判をわかりやすく、一般の方々が参加しやすいものとするために、いろいろと工夫を重ねてきた結果、おおむね順調に運営されてきたと考えております。

しかしながら、まだまだ十分でない点もあると思われまして、また裁判員の方の精神的な負担の問題を初めとして、制度を実施してみて新しく見付かった問題も浮かび上がってきております。

この意見交換会は、裁判員裁判に参加された皆さんから率直な御意見、御感想を聞かせていただくことによって、今後の裁判員裁判のよりよい運営の参考にさせていただくという趣旨のもとに開催しているものであります。

御出席いただいた皆さんには、裁判員裁判に参加されてお気づきになった点、感想、あるいは裁判が終わってから考えたことなど、遠慮なく率直にお話しいただきたいと思っております。

また、この意見交換会の結果は、議事録にしまして国民の皆さんにお知らせすることになりますので、これから裁判員になる国民の皆さんに対して参考になると思われることがあれば、その点もお聞かせいただきたいと思っております。

本日の意見交換会には、比較的最近の裁判に参加された方々に御出席いただいておりますけれども、それでも皆さんが参加された裁判が終わってから相当の日数が経過

した方もおられます。御記憶がかなり薄れた部分もあろうかと思えます。少しでも当時の状況を思い出していただくために、今日は少し早めにおいでいただいて、それぞれに担当された事件の関係文書も見てくださいました。

また、お気づきかどうかはわかりませんが、今日お座りいただいている椅子は、評議室にあった椅子を持ってきております。向こうの傍聴席の椅子は、選任手続の際に裁判員候補者の待合室に置かれていた椅子でございます。少しでも、その当時の雰囲気を出していただければというふうに思っています。

それでは交換会を始めたいと思いますが、最初に1番の方から順次お一人ずつ、それぞれ担当された裁判員事件の概要ですとか、裁判員、補充裁判員を務めてみての感想、苦勞した点、よかったと思うこと、こういう点は問題であったなという点、何でも構いませんので、2、3分ずつお話しただけですしょうか。では、1番の方からお願いします。

○経験者1

私が担当したのは、路上での強盗致傷だったんですけども、証拠品だけで判決を決めていくっていうところでしたので、なかなか難しく、証拠品に関してはかなりの数がそろってたんですけども、確実にその証拠品が被害者の方のものであるという裏付けまではなかったような感じです。被害者の方の指紋が付いているというものがなかったんで、それはかなり難しかったと思います。その証拠品に被害者の方の指紋がなかったんですけど、証言とか、見た感じとか、被害者の方からお聞きした感じとか、物証と言いますかね、確実にその被害者の方のものであるというのが確定できたっていうことだったので、一応、証拠として確実に採用できていったと思います。

被告人の方が最初から最後まで無実だということを主張してらしたので、その件に関しては、確実に犯人であるということを決めていくのは難しかったです。証拠だけで決めなければいけなかったんですけども、自分としても最初は決めかねていた部分もあったんですが、やっぱりそうなのかなって、最終的にはもう間違いのないというふうに自分も結論が出せたと思います。

あとは、全く経験のないのは当たり前なんですけど、最終的に判決を出さないといけないっていうのがどれだけ難しいことかっていうのも痛感しました。いろんな事件を新聞で見たりとか聞いたりとかしてる中で、いろいろ自分なりに考えるところも出てきまして、いろんな事件に関する自分の見方も変わってきたと思います。

○司会者

ありがとうございます。では2番の方、お願いします。

○経験者2

私が関わった事件は危険運転致死罪という犯罪です。これには運転の困難性ですか、睡眠導入剤、これは薬の中に入っている薬物なんですけど、一応、薬物の影響ということで上げられた事件だったんですが、この事件を調べていくと、運転をする前に飲んではいけない薬、飲んでいい薬っていうのが勉強になりました。この方も、今飲んではいけない薬、寝る前に飲まないといけない薬を朝飲まれたんじゃないかとか、そういう争点っていうか、そういう争いで、いろんなことで勉強になりましたし、判断をする上で、本人が言うことだけじゃなく、裁判官とか検察側の方が言われたり、弁護士さんが言われる、そういう中で、争点がすごく難しかったように感じます。

苦労したことは、初めての体験ですので、自分たちに全然関係のないことを調べていくことで、裁判官に自分はこう思ってるっていうふうに言って、その根拠は何かってなると言葉がつまるんですね。いろんな考えを自分たちが言うときは、法的なことを勉強していき、一つ一つ言われていることは何でっていうのが、評議の中で結果が出ていったような気がします。

よかったことは、自分の経験でこういうのは初めての経験で、人生の中でこういう経験してよかったと、ためになったと、そういうふうに思いました。

これからの裁判員の方にもですけど、こういう経験はいい経験ですので、たくさんの方が参加して、勉強してもらって、いい人生がまたいいふうになっていくといいんじゃないかなと思いました。また、事故、事件が少なくなれば、なおさらいいと思います。

○司会者

裁判員制度のPRの方もよろしく願いいたします。では3番の方、お願いします。

○経験者3

私が参加させていただいた裁判は強盗傷人の裁判でした。被告人の方は強盗傷人を犯したことについては認めておられ、争点となったのは量刑の重さというところでした。被告人がその事件に至った心情的なものを訴えるところで、罪が軽くなるのか、更生の可能性などで、量刑が重い方に傾くのか軽い方に傾くのかについて、主に議論した記憶があります。あと、結果的に下された判決については、皆さん納得のものでしたので、そこに至るまでの経緯を、裁判官の方々が特別の知識のない者にもわかりやすく説明していただいたので、ものすごい勉強になったと思います。

個人的に苦勞したとか、量刑の重さ、重きに傾くところについては、抵抗も少しありましたが、やはり被告人の方にも最終的には妥当な刑罰を受けて更生していただきたいというのも根底にありましたので、いろいろ悩みましたけど、すごくいい勉強になったと思います。

○司会者

ありがとうございました。では4番の方、お願いします。

○経験者4

私が担当しましたのは強盗致傷でした。テレビなどで見る場合には、大きな事件のように思ってしまうのですけれども、私たちが担当しましたのは、加害者が全面的な自供をしまして、またすごく協力的で、難しいことがあんまりなかったように思います。また、私が最初思っていたより刑が随分重いなあとも思ったのですけれども、それは素人の考えることであって、罪を重ねることは、罪が重くなっていったということ、初犯とは全く違うのだというようなことを勉強したと思ってます。選ばれて不安に思い、どうしようかと迷いましたけれども、送ってきました封書の中に、あなたの感覚、あなたの言葉、そういうものでいいというふうに書いてありましたので、それが支えとなって参加しました。おかげで非常に貴重な経験をしたと思ってます。し

ないとわからないことだなと思ってます。一般の人がこうして裁判員制度に参加することで、犯罪が減る方向になればいいなと思ってます。

○司会者

ありがとうございます。それでは5番の方、お願いいたします。

○経験者5

私の関わった事件は、正直言って難しいって、最初感じました。傷害致死罪かどうか、共謀があったかどうか、被告人も3人でしたし、約1か月間にわたる集団暴行について、1人は無罪を主張し、2人は傷害のみを主張されてたので、それが果たして共犯者として傷害致死罪となるのか、それとも共謀ってというのは、どの時点でどういうふうにして判断したらいいのかっていう、例えば包丁で刺した事件だったら、包丁っていう証拠があって、何か判断が付きそうな気がしたんですけど、命令されたわけでもなく、文書があったわけでもなくっていう、ものすごく心に重たく残る事件でした。

約3週間裁判員として参加させていただいて、何か今まで司法というのに無関心だったんですけど、犯罪を証明しようとする検察官の方の意見、被告人の権利を必死で守ろうとする弁護人の方の態度、それと裁判官も評議室に行くたびに証拠でしか犯罪は証明できませんからっていうふうに言われてたので、何か日本の司法って、公正で中立で平等に行われているなっていうのを改めて感じました。また、判決に不服だったら控訴っていうのも日本には残っておりますし、裁判員として参加させていただいて、貴重な体験をさせていただいたと思っています。

○司会者

ありがとうございました。では最後に6番の方、お願いします。

○経験者6

5番の方と同じ事件を扱ったんですけど、1か月間にわたって、共謀して傷害致死に至らしたということについて、暴行を加える旨の意思を通じ合っているかどうかという、この判断が非常に難しかったなと思います。裁判員裁判では市民的な感覚、市

民感覚を反映させてほしいということだったんですけれども、非常に難しかったなと思いました。本事件にかかわる人たちがもう既に裁判を受けて判決が下っており、そういう人も証人として呼び、その人の意見をどう考えるのかなど、そのあたりの判断の難しさといいますかね、非常に難しかったなと思います。

○司会者

その裁判では、一部の共犯者はもう有罪判決が出てたわけですね。

○経験者 6

はい。

○司会者

ありがとうございました。それでは次に、法曹関係の出席者の方々から自己紹介を兼ねて、ひと言ずつ御発言をいただきたいと思います。

○裁判官（安永）

裁判官の安永です。本日はどうぞよろしく願いいたします。裁判中から検察官、弁護人の活動はどうですかとか、評議はどうでしたかということ聞いてはいるわけですが、改めてこういう席で皆様の忌憚のない御意見をぜひ伺いできればと思っています。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○裁判官（竹中）

鹿児島地裁の竹中と申します。今回、皆さんが経験された事件は、非常に印象深い事件でありました。先ほど安永からもお話をさせていただきましたとおり、皆さんからも率直な駄目出しをしていただくことが、今後の司法の発展につながると思いますので、今日は忌憚のない御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○検察官（松原）

鹿児島地検の検事の松原でございます。今日お越しの6名の皆様の中で言いますと、1番さんの事件と2番さんの事件を担当させていただきました。今回、対象になっております事件につきましては、例えば犯人であるかどうか争われたりとか、運

転中はどんな気持ちで運転してたかだとか、あるいはその共謀があったかだとか、検察官としてもいろいろな検討を重ね、いろいろな工夫を重ねて立証活動をしていった事件でございました。皆様に改めて厳しい御意見を伺って、今後の糧にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○弁護士（山口）

弁護士の山口と申します。本日お越しになっている裁判員の皆さんが経験された事件の中には、私が担当した事件はないんですけれども、裁判員制度が始まってからこれまで、裁判員の公判を3件担当させていただきました。弁護活動についてはわかりやすくしていこうということで、最善を尽くしているつもりではありますけれども、皆様の客観的な御意見を頂き、わかりやすい裁判がしていければいいと思っておりますので、今日は忌憚のない御意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○司会者

経験者の皆さんからは、おおむねよい経験をしたということで、肯定的な御発言をいただきまして、大変有り難く思っております。また法曹関係の御出席者には適宜、御質問があればしていただくよう、よろしくお願ひします。

それでは順次、幾つかの項目についてお伺ひしていきたいと思ひのですが、初めに裁判員の方の精神的、あるいは肉体的な御負担の点についてお伺ひしたいと思ひます。今もお話が出てましたが、5番の方、6番の方が経験された事件、これは傷害致死事件ですけれども、被告人が3人いて、皆がそれぞれ否認していると、全面否認、私は全く無罪ですという主張をしている人もおられたんですかね。また、多数の証人尋問を通じて、多くの人からいろんな話が出てきたかと思ひます。そういった証言や証拠物を基に判断するタイプの事件でありましたし、また職務に従事された期間も約3週間ということで、これは鹿児島では年に1回あるかどうかという大きな規模の事件でございました。こういった長期間にわたって、しかも中身も大変難しい事件を担当していただいたということで、肉体的にも精神的にも御負担があったのではないか

と推察するところですがけれども、そのあたりの御負担はいかがだったでしょうか。また、長期間に及ぶと、なかなか法廷で集中力を保つというのも難しいところがあったかなと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。さらに、そういった御負担があったとすれば、裁判が終わってから現在まで日常生活に引きずっておられるというところもあるのか、そういったことも含めて、少しお話をいただければと思います。5番の方いかがでしょうか。

○経験者5

そうですね。関わっているときには、もう本当に心が重たくて、頭が痛いとか頭が重いとは違って、心がものすごく重たく感じたんです。こういう気持ちって本当に経験したことがないような気持ちでしたので、最初の2日、3日は休憩時間にも「心が重い。心が重い。」ってずっと一人でつぶやいて、裁判所に向かう途中でも独り言で「心が重い。心が重い。」ってつぶやいてたんですけど、3日目、4日目になったときに、やっと事件の流れが見えてきて、そのときに被告人の気持ちとか、遺族の方もですけど、自分がこの事件に対して何かやっと真剣に向かい合えたっていうか、その事件の流れをつかめたときに心の重みがなくなったような気がしたんです。それを何かうまく言えないんですけども、自分のことだけを考えてたから心が重たかったのであって、例えば被告人のこと、被害者のこと、遺族のことに気持ちが向けられたときに初めて何か自分の心の重みが取れて、頭で考えられるようになったんじゃないかなっていうふうに、自分では納得しました。

○司会者

それは何日目くらいですか。

○経験者5

4日目。月曜日から始まりましたので、木曜日、金曜日になったときに何かのきっかけだったのか、それはわかりませんが、やっとなんか冷静にその事件の流れが見れるようになったっていうか、まさか選ばれると思ってなかったのだから、選ばれたときに裁判の現場に行ったときに、まるで大海原に一人投げ出されたような気持ちだっ

たんです。何も知らないところに何でここに私いるんだろうみたいな感じで、すぐ事件が始まったんですね。すぐ検察官の言葉が始まって、弁護人の話が始まって、どんどん流れていくわけです。1日目はもうあれよあれよっていう間に終わってしまっ
て。

○司会者

そうすると、心が重いとおっしゃったのは、事件の中身が傷害致死だからとか、事件が複雑だったからということではなく、裁判に関わるということ自体に対してということだったのでしょうか。

○経験者5

私はどういうふうに判断すればいいのかっていう、本当にずぶの素人なのに、私がこういう場面に来て何を話せばいいの、何を決めればいいのっていう、ものすごくなんか心が重たいっていう感じだったんです。3日目ぐらいまでまだ重たい感じでしたけど、4日目、5日目になったときに、裁判の流れもわかってきて、まあ自分で頭の中で理解できるようになってきて、ちょっと早めに朝8時過ぎには来て、検察官の言い分、弁護人の言い分の紙をずっと見たりしていくうちに、頭の中がちょっと整理ができるようになりました。

○司会者

そうしますと、例えば選任手続があり、選ばれてから少し何日か間があった方がむしろ心が落ち着いて、ちょっと余裕ができてよかったという御意見でもありますか。

○経験者5

はい。それは裁判所の方になんですけど。

○司会者

ほぼ3週間ほど休みなしで、土、日は別にしてずっと続きましたね。その点はどうですか。例えば途中その真ん中の水曜日、木曜日辺りにちょっと休みが欲しいとか。

○経験者5

いえ、それは反対にない方が。流れをずっと理解していくのに、途中で例えば水曜

日に休みが入ると、その時点でまた普通の生活に戻ってしまうと、そのときは忘れてしまいますので、ない方がむしろよかったと思います。

○司会者

ぶっ通しでやって負担感はなかったですか。

○経験者5

いえ、土、日は休みでしたので、それは感じませんでした。

○司会者

ありがとうございます。6番の方の話を伺いましょうか。

○経験者6

僕もほとんど同じなんですけどね。もう関係者がものすごく多かったもんですから、1日目、2日目というのは全体像をつかむのは非常にきつかったです。人間関係も含めてですね。親子関係とか、いろんな親類関係など、たくさん名前が出ていましたし、全体像が大体わかってきたのは3日目ぐらいですかね。こういう関係で、こういう人間関係で、こういうことをやったんだろうなということはわかってきました。

人間関係がわかるものを写真入りで出してくださいましたので、大体わかったんですけれども、やっぱり1日目、2日目というのは非常にきつかったです。あと2週間目、3週間目というのは、そんなに苦痛ということは感じませんでしたけど、私は無職なもんですから大したことなかったんですが、選任手続からここまでの間、何人かの裁判員の方とお話をしたんですけれども、やっぱり仕事の段取りを付けづたかったと、何日か空いてたら自分の職場のいろんなことができるんじゃないかなと言われてました。

○司会者

審理の途中で休みの日があった方がいいかなと。

○経験者6

いや、それは連続の方がずっといいと思いました。

○司会者

裁判所の方で選任手続から審理が始まるまで少し間を置いてみようかという試みもやるところなんですか。

○裁判官（安永）

はい。皆さんからそういう御意見をお伺いして、4月以降に、実際に裁判が始まる事件については、試行的に選任期日から実際の審理が始まるまで、1週間ぐらい期間を空けるような工夫をさせていただこうと思っております。

○司会者

4番の方が参加された事件は、空き巣に入ったところ、その家の人が戻ってきたという、いわゆる居直り強盗の事件でした。自白事件で量刑だけが主な争いの事件だったかなと思いますけれども、その精神的な御負担、肉体的な御負担はどんなものでしたか。

○経験者4

強いて言いますと、やはり事件とか被告人の表情などが頭から離れることはなくて、眠れない夜などやっぱり考えていることに気づいてですね。これが負担と言われるものなのかなと、ちょっと自分では思いましたけど。

○司会者

それは裁判中ですか、裁判が終わってからですか。

○経験者4

裁判中ですね。

○司会者

終わってからはもう大丈夫でしたか。

○経験者4

はい。被告人のこととかは、もうずっとやっぱりあるわけですがけれども、負担ということはないです。

○司会者

頭の中には、やっぱりどこか残っているところはあるということでしょうか。

○経験者 4

はい。もう大きくあります。

○司会者

ありがとうございました。それでは少し話を変えまして、争点の把握の難しさという点について、2番の方が参加された事件は、飲酒運転による悲惨な交通事故の事件をきっかけに比較的最近できた危険運転致死罪という罪名の事件だったわけですが、運転の困難性についての認識が必要だとか、薬物の影響があったかどうかの点の認定が必要だとか、その判断に困ったというところはおありでしょうか。

○経験者 2

この件につきましては、自分たちもそうなんですけど、風邪薬で眠くなる人もいるし、その風邪薬を飲んだところで運転したら眠くなって事故を起こしたと。

○司会者

睡眠導入剤と風邪薬を飲んで運転してたんですかね。

○経験者 2

はい。相手の方は亡くなったんですけども、そういう争点でいろんなことで争いがあったんですが、自分たちの経験の中で風邪薬、この薬を飲んだらどうなるか書いてありますよね。処方箋の中に、運転したらいけませんよと。何したらいけませんよと。いうのをどれだけの人が守って、どれだけの人が運転中に飲んだらいけない薬ということ把握しているのかなっていうのを感じましたね。だから、被告人の方が言われることで、わからないっていうことを多く言われることで、それを実証していく判断の難しさを感じましたね。

負担と言えば自分の中で、3日ぐらいものすごく頭が重くなるんですね。でも、今になって考えれば、家で考えることはいけないなというふうに感じました。というのは自分も素人だから、こういうふうに考えるとこういうふうになっていくっていうのは、自分の中で悶々としてて、明るる朝、4日目ぐらいでしたかね。4日目ぐらいに

裁判官の方々に聞いたりすると、ぱっと晴れるんですね。こういうふうに物事を考えて、こういうふうになっていくんだって。たぶん、家で考えるのが重くなっていくような気がするんです。だから、家で思ったことは書き留めて、自分はこう思いますって、自由に述べ、評議の中で尋ねることで、自分は解決していったような気がします。

○司会者

争点というところで言うと、5番、6番の方の事件は共謀という話が出てきて、何人かで1か月にわたって暴行を加えて、最後は被害者が亡くなってしまったという事件のようです。中には全く暴行を加えてない被告人もおり、一部だけ暴行に加わったという被告人もいたようですけれども、その共謀という言葉の意味ですとか、あるいは共謀を認めるためにはどういう証拠があればいいのかとか、どう判断すればいいのかとか、そのあたりは裁判官でも困るところだという気がするんですが、いかがでしょうか。共謀という意味がよく理解できて、その上で判断できたかどうか。5番の方はどうですか。

○経験者5

それがすごく難しく、裁判官は証拠でっておっしゃるんです。証拠でのみ罪を認めるって言われるんですけど、証拠ってないんですね、共謀っていうのには。だから本当に共謀があったかどうかというのを、本当に皆で真剣に考えたような気がします。明確な、例えば指示した書類があるとか、本人が自分も加わったとかではなかったもので、ただ私たちは私たちに、全員が集団暴行みたいな形だったので、それを誰一人として止める者もいなくて、最終的には一つのことに向かって、目的に向かって皆が行動してたのかということ判断するのが難しかったです。

○司会者

はっきりした証拠がなくて、本当に皆で意思が通じてたのかどうかというところの判断が難しかったという話ですね。6番の方、いかがですか。

○経験者6

難しいことは難しいんですけど、ただそれを止める人間がいないと、それは見てい

ると。見ていて、だけでも公判の中では見ていなかったとか、眠っていたとか、いろんなこと言われたんですけれども、その状況からすれば、その見る雰囲気、建物の中だったら絶対聞こえるだろうと、暴行してるところが。だったら普通だったらもう共謀というのは、止めなかったら共謀になるんじゃないかなと。個人的にはそう思ったんですけれども、そのあたりの判断が本当に法的にそれでいいのかというのは、非常に難しかったです。結論としては、やっぱり意思を通じてやっていたんだと、お金を返させるという意味で通じ合っていたんだということになりました。裁判長が言うには、チームとしてどうだったのかというのを一番最初に言われたし、最後の評議の時でも言われたので、その意味で納得、裁判長のリードによって、大体理解したようなことですけど。

○司会者

ありがとうございます。それから1番の方が参加された路上強盗の事件ですが、最初にもお話が出たかと思えますけれども、全く私やってませんということで、アリバイ証人も出てきたんですか。被害者も犯人を見てない、ただ、被告人の家から被害品らしいものが出てきたとか、幾つかそういう物的な証拠らしいものがあったようです。そういう間接的な証拠をいろいろ集めて被告人が犯人と認められるかどうかを判断する事件だったのかなと思います。その証拠調べのわかりやすさ、また同じ証拠に対する検察官と弁護側との主張の相違点とか、証拠から事実を判断していく難しさ、そのあたりはいかがでしょうか。

○経験者1

そうですね。証拠品として出されたものが、確実にその被害者のものであったと思います。一つは車のエンジンキーがあったんですけれども、その被害者の方の車にぴったり合って、エンジンも掛かったということで、間違いはないんじゃないかと。それでも被告人の方は、最初はほかの方のものだと。でも後からは、もうこれは知らないと。本人供述が二転、三転したんですね。本人が主張しているアリバイに関して証人が出てこられたんですけれども、その証人は本人の話を中心に否定されて、日付までも確実

に自分は覚えてるって言われて、何でそれ覚えているかっていうことに関しても確実な根拠があったってということで、証人の方を信じるしかないってような感じでした。

○司会者

被告人は、犯行の日には証人に出た人と一緒に別の場所にいたと言うんだけど、証人の証言では、それは犯行の日とはまた違う日でしたということでしょうか。

○経験者 1

はい、違う日だったと。それはもう確実に証拠があって、自分はその日付ははっきり覚えてるということだったので、それで間違いないんじゃないかというふうにも思いました。そのあたりは、やっぱり皆最後まで迷いました。

○司会者

1番の方の事件では、最初に証人として、統括捜査官という警察で捜査の指揮を執っていた人が、こういう証拠物が出てきたからこういう形で被告人を犯人だと特定していったんだという、全般的な捜査の流れみたいなのを証言したと思いますが、それについてはどうでしょうか。わかりやすくてよかった、あるいは、最初から捜査官が出てきて、こういうストーリーで有罪ですよという証言をいきなり聞かされるのはどうかと、いろんな御意見はあり得るかなと思います。

○経験者 1

最初はその窃盗のことで、被告人の方の家宅捜索に入られるってということで、その前の晩から張り込みをされてまして、そのゴミを出しているところか、ゴミの確認をしたりとか、ゴミの中を探したりとかっていうお話も聞いたんですけど、最初、そのゴミを出した時点でなぜ中を調べなかったんですかっていう質問も出たんですよ。それに対しては、やっぱり一回ゴミに出したものは、ちゃんとしたゴミ回収に関する市の立会人がないと開けられなかったの、朝まで待ちましたってということをお聞きして、ああやっぱりそういうこともあるんだと、いろんな決まりっていうんですかね、法則があるんだなっていうことでびっくりしました。

○司会者

それは、その警察の方がそういう証言をしたんですか。

○経験者 1

そうですね。

○司会者

後から調べて、ゴミ袋の中に何か被害品があったわけですか。

○経験者 1

はっきり被害者の方の指紋が付いたものはなかったんですけど、被害者の方が届け
てらした被害品と同じものがあったということで、それも証拠に挙がってました。

○司会者

被告人が出したゴミ袋の中にですか。

○経験者 1

そうです。被告人の指紋がはっきり付いてたっていうことでした。あと、家宅捜索
に入られた時に車のエンジンキーが出てきたんですけど、それも被害に遭われたもの
と一緒に出てきて、被害者の方の指紋が付いてたわけじゃないんですけど、同じもの
だったということでした。そのエンジンキーに関しては、弁護人からは、警察の方が
それを前もって預ってきて、入れてその場で出したんじゃないかっていうようなお
話もあったんですけど、その時点では被害者の方は、車のエンジンキーを被害品とし
て届けてないんですね。どこからどこまでの話を信用していいのかっていうのもあっ
たんですけど、そういういろんな流れ、お話を聞いていく中で、これはやっぱり被害
者の方のものとして間違いはないんじゃないかっていうようなことを思いました。

○司会者

最初にその警察官が出てきて、流れを証言されたというのはわかりやすくよかった
ですか。

○経験者 1

そうですね。一つ一つの証拠品について、見付かった時の状況とかをお話しされま

したので、自分なりに頭の中で再現できました。

○司会者

それだけの品物が、被告人の家とかゴミ袋とかから出てきてる以上は被告人の犯行だろうということで、大体皆さん納得されたということですか。

○経験者 1

そうですね。一応写真付きでの説明でしたので、間違いないだろうと。もう本人のものじゃないっていうのは確かでしたので。

○司会者

3番の方が参加されたガソリンスタンドでの強盗、ナイフを使って刺したという凶暴な事件だったわけですが、そのけがの状況についてお医者さんの証人尋問があって、CTの画像も出てきたりしたかと思えますけれども、お医者さんの答えの中には専門的な言葉も出てきたりして、難しいところがあったかなという気がしますけれども、いかがだったでしょうか。

○経験者 3

医師の尋問や写真などについては、大変有益な情報だったと思います。被告人の方がもう事件を起こしたことを認めてらっしゃったので、量刑の重さ、その重傷に至った原因を推測するためには、どうしても言葉や文書だけで人を刺したっていうだけでは、それがどうしても、わざと刺さってしまったのか、それともこう狙って刺してしまったのかとか、そういうのは全く伝わらなかったんです。ただ、お医者様のお話と写真を拝見して、どれぐらいの力を加えれば臓器に傷が付くのかですとか、骨が折れるのかっていうのが大変わかりやすい言葉で御説明をいただきましたので、その量刑の重さ、判断する材料として、すごく有益な情報となりました。

○司会者

お医者さんの使われる言葉がわかりにくかったとか、質問に対する答えにわかりにくいところがあったとか、そういうことはなかったですか。

○経験者 3

わかりやすくしていただいたのと、わかりづらい部分があった際も裁判官の方などが、その都度、説明の補足をお願いしていたので、それについては全く理解できないということはなかったです。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判官（安永）

その事件では、お医者さんの尋問の時にCT画像による説明がなされたと思います。今わかりやすかったっていうのは、そのCT画像とお医者さんの話という、そういう御趣旨ですか。

○経験者3

そうですね。CT画像は、どの角度からどのように入ってというのがイメージでわかりますし、それに加えてお医者様のお話で、通常はこれぐらいの力でこうしないと傷が付かないと、言葉の補足もありましたので、二つ合わせて、すごく有益な内容でした。

○裁判官（安永）

それとは別に、事件直後にガソリンスタンドの現場で被害者の方が服を着たまま立ってて、それを写した写真、ちょっと出血している状況なんかの写真もあったかと思うんですが、判断する上で、どの程度、役に立ったかとか、御意見ございますか。

○経験者3

写真だけでは、出血は大変されてたんですけど、被害者の方が実際ちゃんと立ってらっしゃった写真だったので、傷の深さっていうのまではちょっとまだ推測はできなかったです。

○司会者

検察官、弁護士の方は、ここまでのところで御質問等はよろしいですか。

被害者の証人尋問の関係で、裁判官だけの裁判だと、捜査段階で供述調書ができていますので、わざわざ法廷に被害者に来ていただいて尋問するということまでは、以

前は余りやってなかったかなと思いますけれども、被害者の方を法廷でお聞きになったことについてはどうでしょうか。被害者を法廷にまで呼び出さなくてもいいじゃないのという御意見もあろうかとも思いますし、むしろ被害者の方を聞いたから、被害感情とか、けがの状況とか、いろいろ聞けて、判断するに当たってプラスになったというところもあるかなと思います。いかがでしょうか。

○経験者 3

被害者の方の証人尋問については、私はそのお話をお伺いした際に、身体的な傷だけではなくて、精神的な心の傷というか、その辺も伝わってきたので、やはりこの事件性の重たさというのも痛感できたのでよかったと思います。被害者の方の判断になるかとも思うんですけど、被害者の方も裁判に参加できたら証言したいという御意見があれば受け入れられていいかなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。4番の方はどうですか。

○経験者 4

被害者の方は私と同じ60代の方でして、その方はお正月、お孫さんの祝い事から帰宅してですね、安全であるはずの自宅で見知らぬ男と鉢合わせをして、双方ともにパニック状態になって、そして殴られ、突き飛ばされ、頭や口の中をけがして、また骨折などしまして、自分の身に重ね合わせてみますとですね、お正月にこういう目にあって、それから帰宅時がいつも怖いとかいうことを話されましたけど、それはよくわかりました。正月の思い出も台無しにされて。この方が恐怖感はまだ覚えてらっしゃるようなんですけれども、加害者に対して憎しみを余り外に表されてなかったんですね。それで被告人も救われたと思います。

○司会者

そうすると、法廷で被害者を直接見て、最後に量刑を決めるに至ってよかったなということでしょうか。

○経験者 4

自分の身になって考えますと、やっぱりこれは非常に腹立たしいことで、本当に台無しにされたお正月だったと思います。被告人の様子はやっぱりすごく強く焼き付いていまして、罪を憎んで人を憎まずの、裁判員としてのそういうことはやっぱりありました。

○司会者

ありがとうございます。証人尋問の続きで、5番の方、6番の方の事件では、場面場面に応じて一人の証人を何度かに分けて聞くということがあったと思いますけれども、そういった聞き方についてはどうですか。普通のやり方だと一人の証人について、この1か月間なら1か月間の事実経過を通して聞くというのが普通のやり方かなと思いますが、今回は事実ごとに分けてというふうな聞き方をしたようですけれども、その点はわかりやすさという点から見て、いかがだったでしょうか。5番の方はどうですか。

○経験者5

私は大変わかりやすかったです。長期間だったために、一人の方がずっと証言されると、多分頭の中が聞いててごちゃごちゃになってしまっていたんじゃないかと思います。小分けにさせていただいたおかげで、この日にもこういうことが起きた、この日にはこういうことがあったっていうのが頭の中で整理ができました。

○司会者

ありがとうございました。6番の方は同じ質問ですが、いかがでしょうか。

○経験者6

あの方法でよかったと思います。日にちごとに、そのブロックごとにやったことはわかりやすかったと思います。ただ個人的には、この人はいつどうした、それをまとめたかったけど、まとめる時間がなかったです。

○司会者

事実ごとに分けるのと、あとは人ごとに分けるのと、両方の作業ができればよりわかりやすかったということですか。

○経験者 6

はい。

○司会者

この後は、検察官と弁護人の法廷での活動状況について、いろいろ御感想、御意見をお聞きしたいのと、評議の中身についてのわかりやすさですとか、議論のしやすさ、雰囲気といったところをお聞きしたいと思います。

最初に検察官と弁護人の活動について、起訴状の朗読から始まって、冒頭陳述があって、それから証拠調べでいろいろ証拠物が出てきたり、証人尋問があったり、被告人に対する質問があって、最後に論告・弁論ということで意見をそれぞれ検察官、弁護人が述べてという一連の流れがあるわけですが、どこでも構いませんが、ここはわかりにくかった、ここはよかったというようなところ、お気づきのところがあれば、1番の方から順番に御発言いただきましょうか。

○経験者 1

検察官の方は最初からですけども、大変わかりやすく、こちらが後でちょっとおかしいなとか思うようなところはなかったんですけども、弁護士の方がちょっと情報の把握不足なんじゃないかなって、個人的には思うところもあったので、弁護される以上は、もう少ししっかりと全体的な把握をしていただいて、こういう質問がもしかしたら来るんじゃないかなってというようなところまで、しっかりと把握をしていただいたらと思いました。こちらも自分なりにちょっと突っ込みたいようなところもあったので、その辺のところをもう少しきちんと調べられていらした方がよかったんじゃないかなと思うところがありました。

○司会者

弁護士さんの準備不足を感じたということですね。

○経験者 1

そうですね。

○司会者

何か具体的な、例えばこんなところでというのはありますか。

○経験者 1

ちょっとそこまでは覚えてないんですけども、普通の会話だったら、ちょっと私は突っ込んでたなっていうようなところがありました。あの法廷の場じゃなかったらですね。

○司会者

それは、証人と弁護人とのやり取りの場面、あるいは被告人とのやり取りの場面のどっちですか。

○経験者 1

証人の方でしたかね。

○司会者

証人に対する尋問の中でですか。

○経験者 1

はい、そうですね。

○司会者

弁護側の証人ですか。

○経験者 1

検察官側の証人でしたかね。

○司会者

検察側の証人に対する、いわゆる反対尋問ということですか。

○経験者 1

そのあたりもちよっとはっきりしないんですけど、明らかに証人の方に対する質問で、ちょっと違うんじゃないって、その質問はおかしいんじゃないかなっていうふうなところがありました。

○司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがですか。何か検察官、弁護人のやり方に

ついてお気づきのところがあれば。

○経験者 2

私も検察官の方が言われるのは、はっきりとわかりましたし、言葉は的確に言われて、すごく受け止めやすかったですね。弁護人の方は2人、被告人と被害者側といらっしゃるんですけど、弁護士さんの方の言い方も、もう少し伝わるように聞かせてほしかったというふうに感じました。

○司会者

弁護人の主張にあいまいでわかりにくいところがあったなという印象ですか。

○経験者 2

そうですね、少しだけそういうのがありました。

○司会者

ありがとうございました。3番の方はいかがですか。

○経験者 3

はい、私個人としては検察官の方や弁護人の方のお話の内容について、全くわかりづらいところはなかったのですが、一緒に参加している方のお一人が、弁護人の方の発声ですかね。声の大きさの発声が若干聞き取りづらいという意見がありました。

○司会者

3番の方御自身は特に聞き取りにくいなとまでは。

○経験者 3

私は感じませんでした。

○司会者

ありがとうございます。4番の方は何か検察官、弁護人についてお気づきのところがありますか。

○経験者 4

3番の方がおっしゃいましたけれども、事件は違うのですが、私はその弁護士の方が同じ方かどうか知りませんが、少し聞き取りにくいと思いました。余り熱意は感じ

られなかったかなと思いました。

○司会者

厳しいですね。それは声が小さいということですか。

○経験者 4

そうですね。早くてちょっと小さいと思いました。

○司会者

5 番の方はいかがでしょうか。

○経験者 5

私の時には、検察官の方が、1 日目の時にちょっと新人さんの感じで声がちょっと小さくて、最初、何か棒読みしてらっしゃるような感じに聞こえてたんです。後から裁判官が注意されて、それから声が大きくなって、やる気まんまんの人になりました。被告人が 3 名で、弁護人の方が 4 名だったんですけど、そのうちの一人の方が、とてもプレゼン風に説明されて、私は何てやる気のある弁護士さんなんだろうと思ったんですけど、ただ判決に余りそれは影響しなかったので、ちょっと何かかわいそうな気もしましたが。あそこまで一生懸命してくれるとうれしいなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。6 番の方、いかがですか。

○経験者 6

検察官の方に対してなんですけどね。多分公判の中でこう言われたと思うんですけど、「公判では言わないんだけど、捜査段階ではこのようなことを言われていましたね。」と。それがどんな意味を持つのか、公判の証言よりも、捜査段階での言い分が通るという、特別な事由があるのかなと。

○司会者

それは、証人に対する質問の中で検察官がそういうふうに言われていたということですか。

○経験者 6

それは何回かあったような気がします。裁判員がいるから、裁判員に対して言っているのかなというふうな、うがった見方もしましたけど、そういううがった見方で質問すべきではないなと思いました。それと弁護人に対しては、もうちょっと論理的にきちんと反論できるようなことを言えばいいのに、大上段に振りかぶってるんだけど、具体的に反論できていないということに非常に不満を感じました。パフォーマンスは要らないんですよ。幾ら素人の裁判員であったとしても、論理的でないと言得力がないなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。一通り幾つか御意見が出ましたが、検察官、弁護士サイドから御質問なり、あるいは反論でも構いませんが、何かございますか。

○検察官（松原）

先ほど6番さんが言われたことについて、その場にいたわけではないので具体的なことは申し上げられませんが、「捜査段階でこう言っていましたよね。」っていうことを言うときにはですね、例えば今と違うことを言っていますねっていう話だとか、あるいは捜査段階でこう言っていたけど思い出してくれませんかとか、そういう意味合いもあったりもしますので、時と場合によって使い分けが必要だと思います。その辺は工夫していきたいというふうに思っております。

○司会者

山口弁護士、何かございましたら。

○弁護士（山口）

非常に厳しい御意見いろいろ頂戴したんですけれども、6番さんがおっしゃった、論理的な反論ができてないというところですね。皆さんにお聞きしたいんですけれども、検察と弁護人の意見の中で、かみ合っていないというふうに思った事例が、もしあったらお話しいただけますか。かみ合っていたらかみ合っていたという形で、ちょっとお話しただけでないでしょうか。

○経験者6

ちょっと記憶が定かでないかもしれませんが、録音の証拠が出た時に、あれは一部を切り取っていると言われたんだけど、それはどうなのかということの後で説明がなかったような気がするんですよ。

○司会者

犯行現場の録音が証拠として出てきたのですか。それがごく一部だけ切り取ってるというお話が弁護側からの主張で出たけども、わかりづらかったと、そんなふうなことですか。

○弁護士（山口）

都合が悪いところについて、きちんと説明がなされていなかったというようなことでしょうか。

○裁判官（安永）

お金を追及しているシーンがテープに録音されていますが、全部再生するとすごく長くなってしまいますので、法廷ではごく一部だけを証拠として流したんですね。そうすると、その部分だけだと確かに追及しているんですけども、弁護人は、その後の被告人質問の中で、そのカットした部分に実は大事なところがあって、全体を通して聞くと、実はあれは追及ではないんだよねっていう話をしたんですけど、じゃあ本当にそうなのかということはやぶの中になってしまったたというところからくる不満感、不全感が裁判員に残ってしまった。我々も残りましてし、裁判員の方にも残ったんじゃないかなというところだと思います。

○弁護士（山口）

もう一点ですね。否認事件だったと思われる1番と2番の方にお聞きしたいんですけども、犯罪者が争うような事件であれば、弁護人の役割としては、検察官の主張、立証の弾劾というのが一番の作業になるんですけども、検察官に対する反論が的確にできていたかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○司会者

1番の方、いかがでしょうか。

○経験者 1

そうですね。はっきりした記憶はないんですけど、きちんとした反論になっていたかと言われれば、ちょっと違ったかなってというような印象を受けましたけど。その辺のところは先ほども言いましたように、情報をしっかり把握された上での発言じゃなかったように思いました。はっきりした記憶はありませんけど、その時に感じたことです。

○司会者

2 番の方はいかがですか。

○経験者 2

私もそんなに感じたんですが、事件は違うんですけど、弁護士さんの言われることに対して、声も小さかったのもあるんですが、ちょっと伝わりにくいってのを感じましたね。だから、はっきりと検察官の方が言われるような感じで、やっぱり言葉を大きくして、はっきりと言われたら、ちょっと飲み込み方もまた違うんじゃないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。山口弁護士よろしいですか。

それでは次に、評議について少しお伺いしたいと思います。裁判官からいろいろな法律的な説明があったと思います。わかりやすかったかどうか、何か裁判官の説明で印象に残ったようなことがあるか。あるいは評議といっても、有罪無罪が争われている事件の評議、それから争いのない事件、あるいは有罪だと決まった後の量刑をどうしますかというところの評議があるわけです。それぞれについて、いろんな人がいろんな意見を述べられたと思いますけど、議論しやすい雰囲気だったか、御自分の意見をきちんと言えたかどうか、誰かに引きずられるようなところがなかったかどうか、あるいは刑をどの辺にするんだということについて、評議の中で印象に残ってること、これはよかったなど、これはもう少しこうしてほしかったな、何でも結構ですが、御発言をいただきたいと思います。6 番の方からいかがでしょうか。

○経験者 6

一番最初に市民感覚と言いましたけど、裁判員裁判で市民感覚を取り入れてほしいというときに一番心配しなければいけないのは、犯人は憎たらしいと、非常に量刑が重くなるんじゃないかというのを最初から思ってたんです。裁判長や陪席の裁判官の方がいろいろ言われるし、この事件においては、これからこれぐらいの判決ですよと、どこがピークになりますよということは説明されたんですけども、裁判員裁判でなかった人に比べて、一般人の市民感覚は、これはやっぱり入ってくるんじゃないかなと。入ってきたら重くなるんじゃないかなという心配を今でも持っています。

○司会者

現実に決められた量刑については、自分たちが参加して、ちょっと重くなっているというふうなお考えでしょうか。

○経験者 6

そうになってしまうんじゃないかなというような疑問は残ってたまらないんですけどね。

○司会者

評議自体はいかがでしたか。自由に皆さん意見を言うことができましたか。

○経験者 6

それは言えたと思います。

○司会者

裁判官の説明でわかりにくかったこととかありますか。

○経験者 6

いろんなことを学ばさせていただいたし、量刑についても、その点は感謝しています。

○司会者

5番の方はいかがですか。評議についてお気づきのところがあれば。

○経験者 5

私は自由にいろいろ言わせていただいて、ただの一おばさんの意見としても言わせ

ていただいて、間違ってるところはちゃんと裁判官の方が修正していただいて、私としてはすごく満足はしております。裁判員裁判になったからこそ、被告人の気持ち、被害者の気持ち、遺族の方の気持ちも、その方の身になって考えられるのではないかと思います。例えば、裁判官はプロですけども、プロの方だけが判断するとどうしても、この事件はこういう量刑って決まってしまうような気がするんですね。私なんかの難しい事件でも、裁判官の方が見たら、ああこれは何年の刑って、すぐ判断されると思うんです。ですけども、私たち、普通の一市民が裁判員になったことによって、被告人に対する気持ち、その被告人のその時の状況、判断、それと遺族の方の気持ち、被害者の気持ち、それを判断できるようになったのではないかなと。だから私は、裁判員裁判になってすごくよかったんじゃないかと思っています。

○司会者

4番の方、いかがでしょうか。

○経験者4

和気あいあいとした中で、自由に思うことを発言できたと思っています。初め心配しましたのは、難しい言葉とかあるんじゃないかなって思ったんですけども、そういった専門的な用語ではなくて、よくかみ砕いて、すごく丁寧に説明をしていただいて、何かこう早く早くしなさいというようなこともなくてですね、十分にその人のための評議ができたなと思っています。

○司会者

誰か声の大きい人の意見に引きずられたとか、しゃべりにくい雰囲気だったとか、そんなふうなことはお感じにはなかったですか。

○経験者4

気持ちのいい雰囲気でした。

○司会者

ありがとうございます。3番の方は評議について何か御感想ございますか。

○経験者3

刑罰を決める段階で、それまでの証拠とか証言で何年だと思えますかって、いきなりズバツと聞かれてしまうのかなと思って怖かったんですけど、そうでもなくて。最初は無記名で、刑を軽くできる面、重くできる面を集約していただいて、ボードに皆さんの意見として貼り出していただいてからの判断だったので、自分でも頭の整理ができて、すごくわかりやすい流れだったと思います。

○司会者

最初に皆さんが、小さな紙に有利な情状と不利な情状、刑を重くする事情と軽くする事情、それぞれ書き出して、どなたの意見というのではなくてボードに貼り出して、それを基に皆さんで評議をしたということですか。

○経験者3

はい。

○司会者

それはやりやすかったですか。

○経験者3

はい。自分の気持ちもすごく整理ができて、わかりやすかったです。

○司会者

一部の人の意見に引きずられたというふうなところはなかったでしょうか。

○経験者3

なかったです。自分と同じ意見の方がいたり、逆に全然自分が思ってなかった意見があったりして、皆さんの意見がよくわかりました。

○司会者

そうですね。ありがとうございました。2番の方、いかがでしょうか。

○経験者2

今までテレビを見ている時には、裁判って人を殺してもこんなに簡単に出てくるし、軽いんじゃないかと思ってて、この評議の中で大変失礼なことを裁判官にも尋ねました。「軽いですよね。」って言ったら、「軽く思いますか。」って言われました。

でも、いろんな勉強していくと、ああこういうことなんだということがわかってきて、また自分の中でも、後になって考えてみると、今まで自分たちが裁判員に出てない時には軽く軽く考えてたような気がするんですけど、中でされることは非常に重いことだというふうに感じました。いい経験をしたと思います。

○司会者

ありがとうございます。評議の時は、自由に御意見は述べられましたか。

○経験者 2

もう自由にいろんな話をしましたし、尋ねて気安く答えてくださるんですね、裁判官の方が。だから私たちのグループというのは、いろんなことを話して、こんなに答えてくださるんだろうかと思うぐらいに答えていただきました。だからすごくよかったと思います。

○司会者

ありがとうございます。1 番の方はいかがでしょうか。

○経験者 1

皆さんが既に言われたことと同じなんですけども、やっぱり雰囲気はかなりよくて、本当に自由に意見を出させていただきました。全体的に皆さんすごく自由に意見が言える雰囲気だったので、すごく皆さんの意見も聞けたし、それをまた自分の参考にもできたので、すごくよかったです。量刑の幅が広いつていうことにまずびっくりしまして、でも、それなりの理由があって、それが決めていく基準になるんだっていうのもいろいろ説明をしていただいて、納得できたっていう感じでしたね。私個人としては1 回だけのこの経験はもったいないなと思ってます。ありがとうございました。

○司会者

評議の点で、いろいろ御意見が出てよかったという高い評価をいただいたかなと思いますけど、裁判官サイドからこの関係で御質問はありますか。

○裁判官（竹中）

3番の方からは、付せんというものを使って、いろいろ評議をしていったということをおっしゃられて、逆に5番さんとか6番さんの事件ではそういうような手法は取らずに、相当いろいろ、この人は何をしたんだろう、どういうことをしたのか、どういう結果が起きているのかっていうのをかなり議論しましたので、そういう意味では刑を決めるに当たっては、付せん等を使わなかったと。5番さん、6番さんでも、刑を決めるに当たって、こういうところが悪いよねとか、こういうところがいいよねっていうことを、口頭で言うのが難しかったとか、そういうことがもしありましたら御意見をいただけないでしょうか。それとも、随分もう話し合いをしてきたので、この点は悪い、この点は酌量できるよねっていうような、そういうのを具体的に言いやすかったとか、言いにくかったとか、そういうところがあれば教えていただければなと思っています。

○司会者

5番さん、6番さん、いかがですか。

○経験者5

私たちのときには、もう既に刑の決まった方がいらっしゃったので、その方の刑を私自身としては基準に考えました。

○経験者6

同じです。もう既に決まって刑が確定していた方がいらっしゃったから、やっぱりそれを参考にしないといけないなというのは、後で納得したわけですがけれども。しかし、なぜこんな幅があるのかなということも、もうちょっと説明していただきたかったなというのはあります。

○司会者

ありがとうございました。最後に、これから裁判員になられる方にこうしたらいよいよとか、こんな点よかったよとか、こういうところ気を付けた方がいいよとか、何かメッセージ的なことがございましたら、御発言をいただけたらと思いますが、どなたかございますか。

○経験者 5

裁判所になんですけど、本当に自分が選ばれるって思ってなかったんで、最初の段階で、この本が送られてきたんですね。裁判員を何かより詳しく知りたい方へみたいな。候補になった時点で、これを送ってきたんですけど、全然最初目を通さなくて、終わった後にこれ目を通したんです。そしたら、ものすごくわかりやすく書いてあって、どうしてこれを最初に、簡単で結構ですから目を通してくださいって、裁判所の方がおっしゃってくださらなかったんだらうって、ものすごく思いました。ものすごく、これわかりやすく書いてあったんです。ぜひ次回の裁判員の方には、それをおっしゃっていただけるとうれしいです。

○司会者

必ず目を通していただきたいということをちゃんと付記してお送りするというところで検討します。ほかに裁判所に対するクレームなり要望でも構いませんし、裁判員になられる予定の方に何かございましたらお願いします。

○経験者 3

多分、平日お仕事などで参加できる方は限られると思うんですけど、もし都合が付けばぜひ参加をしていただきたいと思いました。自分のためにもなりますし、すごくいい経験ですし、周りの家族の方などにも犯罪っていうのがよくないことだよっていうのを伝えられるいいきっかけだと思うので、ぜひ参加していただきたいと思います。

○司会者

ありがとうございました。それでは、時間がきましたので交換会はこれで終わりにしたいと思います。今日は本当に貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございました。今のパンフレットの点も含めて、裁判所の方も今日の御意見を参考にさせていただいて、この制度を更にいいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

第2 報道機関との質疑応答

○朝日新聞

裁判員裁判に参加している期間中、又は終わってからのことでも構わないんですけども、何か生活面で支障が出たりとか、困ったこと、仕事をしている方は大変だったんじゃないとか、審理を離れても事件のことがなかなか頭を離れなかったとか、そういうちょっと困ったなっていうことがあった方は教えていただきたいと思います。また、こんなことが配慮されていればよかったなっていう改善案も併せてお答えいただければと思います。1番の方からお願いいたします。

○経験者1

私の場合は、この裁判員制度が始まった時点で、すごく興味があって、積極的に参加したいと思ってましたので、最初に候補者に選ばれましたっていう通知が届いた時点で、もう職場の方には、もしその時が来たら必ず休みをいただきますっていうふうに申入れをしてましたので、決まる前からしっかり休みをいただきました。それが多分できない方もいらっしゃると思うし、私の職場の場合は、裁判員制度に対しての特別休暇っていうのがまだ設けられてないので、多分それがない方はお休みとか取りにくいと思うんですね。だから、そういうのを社会的にもう少し、社会的な背景でしっかりと、会社とか、いろんな企業が考えていただけたら、参加したいのに休みが取れないから参加を断ったとかいう方も少なくなるかもしれないと思います。日常生活面では特に何も支障はありませんし、自分が積極的に参加したかったこともありますので、かえって貴重な体験をさせていただいた気がします。

○経験者2

私は最初はしたくないなっていうふうに感じてました。というのは、自分が法に対しても何に対しても全然わからないのに、出てわかるかしら、そういうのが先にたったもんですからそういうふうに思いました。評議していく中で、このいろんな事件のことを聞いていくと、3日ぐらい本当に心が重かったです。だけど、後で考えると、さっき言いましたように、家で考えるのがいけないというふうに考えましたね。家で

考え、明るく朝になって評議の時に、私はこう思うんだけどって言うと、それが何かぱっとこうだっという答えが返ってくる。それに対しての回答で、自分が救われていくような気がするんです。後半では評議することが反対に楽しいっていうか、教えていただくことで、すごく楽しいというふうに考えて、自分の中でもいい経験をしたと、そういうふうに思っております。

○経験者 3

私も一番の方と似ていますが、業種によって、やはり会社側の理解というか、裁判員裁判に参加するために休みやすい環境ってというのが、今後もっと充実すればいいなと思います。個人的には問題なかったのですが。裁判期間中に何か心情的に影響があったりっていうのはなかったです。むしろ積極的に裁判員関係の書籍を読んだりして、今後の自分のためにはすごくいい経験になったと思っています。

○経験者 4

もしかしたら選ばれるかもしれないなあと思った時にどうしようかって本当に迷いました。ただ、こういう自分を変えたいというのもありましたので、これをチャンスというか、また国民の義務のようにも感じたもんですから、思い切って来てみて、やはり大変なんですけれども、一つ一つクリアしていくのも自分自身のためにもいいし、裁判員制度というのは本当に私は参加して何も失うものなどなく、参加したことが自分にとって、とってもプラスになったと思っています。

○経験者 5

私のかかわった事件は長期の事件で、判断が難しい事件だったので、1日目は眠れませんでした。このままずっと3週間やっていけるだろうかって最初はすごく不安だったんですけども、次の日に行った時に同じ裁判員の方にお話ししたら、皆さんがそうだった。夕べは睡眠不足だったんですねっていう話をして、2日目、3日目になって、夕べはどうだったって言ったら、私が夕べはぐっすり眠りましたって言ったら、夕べも眠れなかったっていう方がいらっしゃったので、やっぱり最初はかなり負担になるんじゃないかと思いました。ですけど、終わってしまえば、貴重な体験をさ

せていただいたっていうふうに皆さんおっしゃってたので、すごく反対に今は感謝しています。

○朝日新聞

眠れなかったっていうのは、例えば、慣れないことをして、参加するっていうこと自体にストレスを感じたということですか。

○経験者5

初日、私はそうだったんですけど、ほかの方は私とちょっと同じ年の方がいらっしゃって、その方といろいろと話していると、事件の関係者に自分の息子と同じ年齢の方がいたり、娘さんと同じ年齢の方がいらっしゃったので、それを考えたら、自分は眠れないっていうふうにおっしゃっていました。

○経験者6

ひと言で言うとしたら、もうちょっと若い時に裁判員になっとけばよかったなと思いました。判決が出るまでは基本的な人権はやっぱりきちんと尊重せないかなというのはずっと思い続けながら、3週間裁判に参加してました。

○西日本新聞

3番さんにちょっとお伺いしたいんですけども、量刑の重さを決める時に、自分が加担することの抵抗が少しあったっておっしゃってまして、その抵抗っていうのをどう消化したのか、自分でいろいろ考えて消化されたのか、それとも周りのフォローがあって消化できたのか、教えていただきたいです。

○経験者3

参加した当初は、漠然と最後の日に何年って意見を出して決めていくのかなっていうのがあったんですけど、実際参加して日数が進んでいくうちに、一人だけの意見ではなくて、周りの方の意見や、裁判官の方の意見とか、いろんな皆さんの相互の意見ということで進めていっていただけたので、結果的に一人で何か担うっていう負担ではないんだなっていうのがよく理解できて、最後はその結果を素直に受け止めることができました。

○南日本新聞

2番の方にお伺いしたいんですが、家で考えると重くなると、裁判官の方などと話していくと気が楽になっていった。そういう話す評議の時間というのは十分だったと思われていますか。

○経験者2

そうです。評議の中で、いっぱい話をさせていただきまして、ほかの方も思ったことを言われて、それで回答を言えるっていう、その過程がすごい必要なことだと思うんです。家で思うことは思うだけで、それが負担になっていくんですよね。裁判を受けるっていうのも初めてのことだし、被告側の言うこと、被害者側の言われること、そういうこといっぱい聞くと、それがずんずんずんずん重くなっていく、それが初めての経験だから、そういうのを評議の中に持って行って、少しずつ言うことによって緩和されてきたと思います。だからメッセージとしては、家で考えたことは重くなっていくので、それは書き留めて聞かれる方がいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

○南日本新聞

そうやってため込んでいく方も多いかと思うんですけど、裁判官の方からのアプローチとか何かお気付きの点とかはありましたか。

○経験者2

それはもう尋ねることで、いろんなこと教えていただくんです。それが気安く教えていただいたので、私たちのグループは、こんなに身近に裁判官の方を感じていいのかしらって思うぐらいに、つまらないことでも、わかってるようなことでも、事細かに教えていただきましたので、薄らいでいったような気がします。

○読売新聞

先ほどから肯定的にというか、裁判やってよかったっていうふうに皆さんおっしゃっていたんですけども、裁判する中で、傷の写真だとか死体の写真だとか、ちょっと精神的なショックを受けるようなデータとかもいっぱい見られると思うんですが、

そういうことに対しては何もショックとかはなかったんでしょうか。それとも自分で何か改善したというか、対策をしたのか、何かフォローがあったのか、ちょっと気になったので質問させていただきます。

○経験者 1

私の場合は傷害だったんですけど、そのけがの程度っていうのが、とりあえず内容を聞いただけでわかる程度のけがだったので、私としてはそういう写真とか、傷なり、どんな状況の体の写真を見せられても、私自身は大丈夫です。ただほかの方はショックを受けられる方もいらっしゃるだろうし、カラーじゃなくて白黒にするとか、前もって御本人に一回確認をされてから見せられた方がいいんじゃないかなと思いますね。

○経験者 2

私のときは運転致死だったんですけど、自分たちでは絶対あり得ないというようなことが事件になるわけですから、そういう面のショックはありました。

○経験者 3

私の事件のときは、被害者の方の事件直後の出血された写真は、確かにショックとしてありました。ただ、事前にそういう内容のものが提示されるというので、見られたくない方は辞退ができるというお話があったのと、実際にその写真は白黒で御提示いただき、それを見た後に、気分が悪くなったり、そういった方はいないですかという裁判官からの配慮もあったので、問題はなかったです。

○経験者 4

私の事件では一切そういうことありません。

○経験者 5

私たちのときには約1か月間に及ぶ集団リンチみたいな事件でした。写真も見せられましたが、顔が全部写らないような感じで、全体像がわからないように配慮した形になっていました。それと全身の打撲みたいなのも見せていただきましたけども、打撲程度だったので、それはそんなにこたえなかったんですが、その被害者の方の元気

な時の写真が今でも目に焼き付いて、それ思い出すと、あの方が何で死ななきゃいけなかったんだろうと思うと、その元気で笑ってらっしゃる顔の方がすごく心に何か痛みを伴います。

○経験者6

頭から足先まで全部やられてるんですね。非常にショックでした。ショックでもあるし、ここまで人が人を、人格を否定するような暴力を行うのかと、そちらのほう
が衝撃でした。

○裁判官（安永）

今回お集まりいただいた方の中で、被害者の方がお亡くなりになられている事件で、御遺体の写真を見ていただいたというのはなかったと思います。司法解剖医の方がイラストに、ここら辺に傷がありますよというのを赤や青で書き込んだものが示されたのがほとんどです。傷害致死の5番、6番の方が担当された事件は、生前の元気な時の様子の写真と生前に殴られた跡を、携帯か何かで撮った写真が一部証拠提出されていたかと思います。その点だけ補足させていただきます。

○司会者

それでは時間も参りましたので、今日の意見交換会及び質疑応答を終了させていただきます。裁判員経験者を始め、御出席の皆様にはお忙しい中を御出席いただきまして、本当にありがとうございました。また、傍聴の方も熱心に傍聴いただきましてありがとうございました。